別紙様式第六

根拠法規：外国為替の取引等の

報告に関する省令

主務官庁：

資本取引の相手方となる者の報告を要しない届出書

財　務　大　臣　殿

(日本銀行経由)

届出年月日：

届　出　者：

氏名又は名称及び

代表者の氏名

届出者の区分（該当分に○）

１．公的　　２．銀行　　３．その他

責任者の氏名

担当者の氏名（電話番号）

下記のとおり届出します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1. 資本取引の相手方の報告を要しないこととしたい資本取引の種類   （該当分に○） | * 1. 法第５５条の３第１項第４号に掲げる資本取引 | * 1. 法第５５条の３第１項第１１号に掲げる資本取引 |
| 1. 資本取引の相手方の報告を要しないこととしたい期間の開始予定年月日 | 年月日 | |
| 1. 資本取引の相手方の報告を要しないこととしたい理由 |  | |

|  |  |
| --- | --- |
| 届出受理年月日 |  |
| 届出受理番号 |  |

（記入要領）

１　西暦により記入すること。

２　「責任者の氏名」欄には、届出書の提出について授権された者の氏名を記入すること。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第六

根拠法規：外国為替の取引等の

報告に関する省令

主務官庁：

資本取引の相手方となる者の報告を要しない届出書

財　務　大　臣　殿

（日本銀行経由）　　　　　　　　　　　　　　届出年月日：　○年○月○日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　届　出　者：

氏名又は名称及び　株式会社　甲野商事

　代表取締役 甲野太郎

届出者の区分(該当分に○)

１．公的　２．銀行　３．その他

住所又は所在地　東京都中央区日本橋本石町1-1-1

責任者の氏名　　財務部長　乙川次郎

担当者の氏名(電話番号) 丙山三郎 03-1234-5678

下記のとおり届出します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １　資本取引の相手方の報 　告を要しないこととした 　い資本取引の種類 　　　（該当分に○） | ①　法第５５条の３第１項第 ４号に掲げる資本取引 | ②　法第５５条の３第１項第 11号に掲げる資本取引 | |
| ２　資本取引の相手方の報 　告を要しないこととした 　い期間の開始予定年月日 | ○年　　　○月　　○日 | |
| ３　資本取引の相手方の報 　告を要しないこととした 　い理由 | 「取引を円滑に行うため」等の理由を記載すること。 | |

|  |  |
| --- | --- |
| 届出受理年月日 |  |
| 届出受理番号 |  |

（記入要領）

　１　西暦により記入すること。

　２　「責任者の氏名」欄には、届出書の提出について授権された者の氏名を記入すること。

（日本産業規格Ａ４）

資本取引の相手方となる者の報告を要しない届出書の記入の手引

１．本様式の利用について

　外為法第55条の3第1項第4号又は第11号＜注＞に掲げる資本取引の当事者となる居住者であって、自己のこれらの資本取引の相手方となる者の報告を要しないこととしたい場合、当該居住者は本届出を行います。

本届出を行った者は、外為法第55条の3第1項に係る資本取引の報告を一括して行うことができます。

＜注＞　・　居住者と他の居住者との間の預金契約、信託契約、金銭の貸借契約、債務の保証契約、対外支払手段又は債権の売買契約に基づく外国通貨をもって支払を受けることができる債権の発生等に係る取引。

・　居住者と他の居住者との間の金融指標等先物契約に基づく外国通貨をもって支払を受けることができる債権の発生等に係る取引又は外国通貨の金融指標に係る金融指標等先物契約に基づく本邦通貨をもって支払を受けることができる債権の発生等に係る取引。

２．届出の時期

　　自己の資本取引の相手方となる者の報告を要しないこととしたい期間の開始する日の１か月前まで。

３．提出書類および提出部数

　　「資本取引の相手方となる者の報告を要しない届出書」（別紙様式第六）・・・３通

４．届出書の提出先と照会先

（１）提出先

東京都中央区日本橋本石町2-1-1　日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ　50番窓口

（２）本届出書に関する照会先

TEL　　03-3277-2107